

色麻町内の交通事故状況

令和8年5月31日現在

交通事故発生状況

区分	人身事故 発生件数	死者		負傷者			物件事故 件数
		件数	人数	重傷	軽傷	計	
令和7年	2	0	0	1	4	5	32
令和8年	2	0	0	0	2	2	44
増減数	±0	±0	±0	-1	-2	-3	+12

守りましょう！自転車の交通ルール

自転車事故の大半は、自転車利用者がルール違反を犯した事故です。つまり、自転車のルール違反は、事故に結びつきかねない大変危険な行為なのです。自転車利用者はルール違反の危険性を自覚し、交通事故防止に努めましょう。

①車道通行のルール

- ・車道の左端に寄って通行する。
- ・車道の左側に「専用通行帯があるときは、その「専用通行帯」を通行する。
- ・車道に「自転車道」があるときは、その「自転車道」を通行する。

②歩道通行のルール

- ・「通行可」の標識等があれば歩道を通行できる。
- ・歩道の中央から車道寄りの部分（通行指定部分がある時はその部分）を徐行する。
- ・歩行者の通行を妨げそうなときは一時停止する。

◎気をつけましょう！こんな行為もルール違反です！

傘差し運転、運転中の携帯電話・イヤホン・ヘッドホンの使用、無灯火二人乗り、並進、飲酒運転、ブレーキ不良自転車の運転など。